

2019年度 和歌山県交通安全県民運動推進要綱

1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 期間

2019年4月1日(月)から2020年3月31日(火)までの間

3 主催

和歌山県、交通事故をなくする県民運動推進協議会

4 推進機関及び団体(以下「推進機関等」という。)

別表のとおり

5 運動重点

- (1) 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- (2) 自転車の安全利用の推進
- (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (4) 飲酒運転の根絶
- (5) 横断歩道における歩行者優先の徹底(地域重点)

6 交通安全運動及び交通安全指導の日

各季の交通安全運動等は、本要綱に基づき積極的に推進する。

- (1) 全国交通安全運動
春の全国交通安全運動：5月11日(土)から5月20日(月)
秋の全国交通安全運動：9月21日(土)から9月30日(月)
- (2) 和歌山県交通安全運動
わかやま夏の交通安全運動：7月11日(木)から7月20日(土)
わかやま冬の交通安全運動：12月1日(日)から12月10日(火)
- (3) 県内一斉交通安全指導の日
子ども安全の日：毎月1日
近畿交通安全デー：毎月15日
交通事故ゼロの日：毎月25日
- (4) 交通事故死ゼロを目指す日(全国統一)
5月20日(月)及び9月30日(月)

7 運動重点に関する主な推進項目

- (1) 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
ア 幼児・児童の交通事故防止のための実施内容
イ 通学路等における幼児・児童の安全の確保
ロ 安全に道路を通行することについての日常生活における保護者から幼児・児童へ

の教育の促進

イ 高齢者の交通事故防止のための実施内容

- (ア) 高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
- (イ) 高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施

ウ 高齢運転者の交通事故防止のための実施内容

- (ア) 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発
- (イ) 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の普及啓発
- (ウ) 身体機能の低下等により安全な運転に不安のある運転者等に対する運転適性相談窓口の積極的な周知及び利用促進
- (エ) 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
- (オ) 70歳以上の運転者に対する高齢者マークの使用促進、高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
- (カ) 高齢者の運転に関する家庭内での話し合いの促進

エ 共通項目

- (ア) 反射材用品等の着用の促進
- (イ) 夕暮れ時における自動車の前照灯の早めの点灯の励行
- (ウ) 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用の励行
- (エ) 横断歩道における歩行者優先の徹底と子供、高齢者、障害者等に対する思いやりのある運転の促進
- (オ) 運転中のスマートフォン等の操作等の禁止の徹底

(2) 自転車の安全利用の推進

- ア 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の通行ルール、前照灯の点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等の交通ルール・マナーの周知徹底
- イ 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底
- ウ 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と、高齢者や中学・高校生等の自転車利用者に対するヘルメットの着用の促進
- エ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
- オ 自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知徹底
- カ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入の促進

(3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- ア 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底
- イ シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
- ウ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底

エ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

(4) 飲酒運転の根絶

ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進

イ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進

ウ 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転をさせない運転者教育の推進

エ 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施

(5) 横断歩道における歩行者優先の徹底（地域重点）

ア 車両は、横断歩道における横断歩行者優先のルールを遵守し、横断歩道を横断し、又は横断しようとする歩行者等がいるときは、当該横断歩道等の前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない等の交通ルールの周知徹底

イ 歩行者は、横断歩道横断時に左右の安全確認を行い、横断する等の交通ルールの周知徹底

8 効果評価の実施

推進機関等は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

| 推進機関・団体 | | |
|-------------------------------|-----------------------|---------------------------|
| 和歌山県 | 市町村 | 和歌山県議会 |
| 和歌山県教育委員会 | 和歌山県公安委員会 | 和歌山県警察本部 |
| 近畿運輸局和歌山運輸支局 | 和歌山労働局 | 近畿地方整備局 |
| 和歌山県市長会 | 和歌山県市議会議長会 | 和歌山県町村会 |
| 和歌山県町村議会議長会 | 和歌山県市町村教育委員会 連絡協議会 | 和歌山県高等学校長会 |
| 和歌山県中学校長会 | 和歌山県連合小学校長会 | 和歌山県公民館連絡協議会 |
| 和歌山県経営者協会 | 和歌山県青年団協議会 | 和歌山県P T A連合会 |
| 和歌山県高等学校 P T A連合会 | 和歌山県公立幼稚園・ こども園長会 | 和歌山県私立幼稚園協会 |
| 和歌山県交通安全協会 | 和歌山県トラック協会 | 和歌山県タクシー協会 |
| 和歌山県バス協会 | 和歌山県自動車整備振興会 | 和歌山県自動車販売 交通安全対策推進協議会 |
| 和歌山県自転車軽自動車 商業協同組合 | 西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社 | 南海電気鉄道株式会社 和歌山支社 |
| 有田鉄道株式会社 | 紀州鉄道株式会社 | 和歌山県建設業協会 |
| 和歌山県農協交通安全運動 推進協議会 | 和歌山砂利砕石 生産業協同組合 | 和歌山県保育所連合会 |
| 和歌山県高速道路 交通安全協議会 | 和歌山県指定自動車 教習所協会 | 和歌山県交通安全母の会 連絡協議会 |
| 和歌山県交通指導員会 連絡協議会 | 和歌山青年会議所 | 和歌山バス株式会社 |
| 西日本高速道路株式会社 関西支社和歌山高速道路事務所 | 自動車事故対策機構 和歌山支所 | 自動車安全運転センター 和歌山県事務所 |
| 軽自動車検査協会 和歌山事務所 | 和歌山県軽自動車協会 | 和歌山県老人クラブ連合会 |
| 和歌山県交通運輸産業 労働組合協議会 | 和歌山県石油協同組合 | 和歌山県地域交通安全活動 推進委員連絡協議会 |
| 和歌山県交通遺児を 励ます会 | 和歌山電鐵株式会社 | 日本自動車連盟和歌山支部 |